

第一五五回

閣第九号

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「七十二万九千円」を「七十一万三千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分		俸給月額	
検	事 総 長	一、六四六、〇〇〇円	
次	長 検 事	一、三四五、〇〇〇円	
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長		一、四六〇、〇〇〇円	
そ の 他 の 検 事 長		一、三四五、〇〇〇円	
検	事	一 号	一、三一七、〇〇〇円
		二 号	一、一六〇、〇〇〇円
		三 号	一、〇八二、〇〇〇円
		四 号	九一七、〇〇〇円
		五 号	七九三、〇〇〇円
		六 号	七一三、〇〇〇円
		七 号	六四四、〇〇〇円
		八 号	五八〇、〇〇〇円
		九 号	四六五、四〇〇円
		十 号	四二七、八〇〇円
		十 一 号	三九八、一〇〇円
		十 二 号	三七二、四〇〇円
		十 三 号	三四六、三〇〇円
		十 四 号	三二八、一〇〇円
		十 五 号	三〇六、九〇〇円
		十 六 号	二九五、五〇〇円
		十 七 号	二六八、七〇〇円
		十 八 号	二五九、一〇〇円
		十 九 号	二四三、七〇〇円
		二 十 号	二三四、六〇〇円
副	検 事	一 号	六四四、〇〇〇円
		二 号	四八四、七〇〇円
		三 号	四六五、四〇〇円
		四 号	四二七、八〇〇円
		五 号	三九八、一〇〇円
		六 号	三七二、四〇〇円
		七 号	三四六、三〇〇円
		八 号	三二八、一〇〇円
		九 号	三〇六、九〇〇円
		十 号	二九五、五〇〇円
		十 一 号	二六八、七〇〇円

十二号	二五九、一〇〇円
十三号	二四三、七〇〇円
十四号	二三四、六〇〇円
十五号	二二〇、六〇〇円
十六号	二〇七、一〇〇円

附 則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。